

株式会社トヨタユーゼック・三豊市企業立地に関する覚書

三豊市（以下「甲」という。）と株式会社トヨタユーゼック（以下「乙」という。）は、甲が造成する土地に乙が（仮称）TAA 四国会場（以下「会場」という。）を立地することに伴い、甲及び乙が相互に協力し、早期に土地造成工事が完了するなど、会場立地が円滑に行われるよう、次のとおり覚書を締結する。

（会場立地の場所）

第1条 乙は、甲が造成する下記の土地において会場を建設するものとする。

（1）場 所

香川県三豊市三野町字手石場3044番地1地先

（2）造成する土地の区域面積

85,361㎡（うち、平坦区域面積47,702㎡）

（土地造成工事と工事完了時期）

第2条 甲は、前条の場所において次の条件及び別添土地利用計画図（以下「計画図」という。）に基づき土地造成工事を実施するものとする。ただし、この覚書締結後に行う実施設計及び関係法令に基づく諸手続によって造成する土地の区域面積等が一部変更される場合がある。

（1）土地の造成方法

計画図に示すとおり、1号用地及び2号用地に区画して造成し、各区画は2箇所に設けるスロープで連絡するものとする。

（2）雨水の処理方法

① 平坦区域

区域の周囲に排水溝を整備し、洪水調整池に排水する。

② 法面区域

開発行為等の許可権者の指導に基づき、雨水排水施設等を整備する。

（3）用地の面積（覚書締結時点の精度による。）

① 1号用地 57,199㎡（うち、平坦区域面積39,982㎡）

② 2号用地 8,965㎡（うち、平坦区域面積 7,720㎡）

（4）用地の標高（覚書締結時点の精度による。）

① 1号用地 76.80m

② 2号用地 71.00m

（5）工事完了の時期

甲は、覚書締結の日から起算した次の期間を目標に土地造成工事を実施するものとする。ただし、造成工事に要する期間中、天候不順、その他不測の事態が生じた場合は、甲、乙協議して、この期間を延長するなど必要な調整を行うものとする。

また、この土地造成工事に要する期間は、この覚書締結時に予定したものであることから、万全を期するため、この期間の中間時点（工事着手から6ヶ月経過後）で再度確認を行い、甲、乙協議して土地造成工事完成に必要な期間を再調整するものとする。

